

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

一般物品の最低購入金額の引き下げ等により、地方における更なる免税店の拡大と消費の活性化を図る。

○「日本再興戦略」改訂2015 ー未来への投資・生産性革命ー(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)

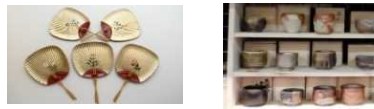
「2,000万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す」、「2,000万人が訪れる年に、日本全国で40万人の新たな雇用を生み出す」、「地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2017年に12,000店規模、2020年に20,000店規模へと増加させる」ことを目標にする。

施策の背景

免税対象品目の拡大(2014年10月実施)、免税手続きカウンター制度やクルーズ埠頭における臨時的免税店届出制度の導入(2015年4月実施)により、地方における免税店は順調に拡大しているものの、新たに現場で発生している諸課題を迅速に解決する必要がある。

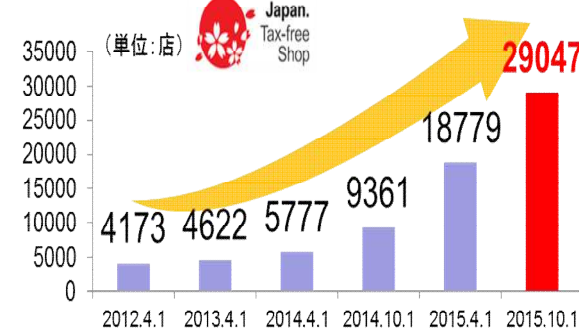
(課題例)

- ・地方においてよく売れている民芸品・伝統工芸品等は、少額な販売が多く、現行の最低購入金額である10,000円に満たないことが多い。

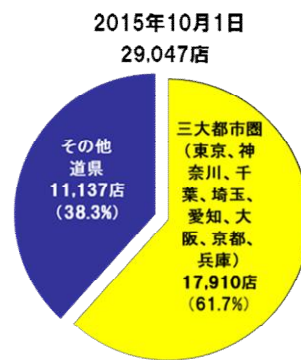


地域の民芸品・伝統工芸品は単価が2,000~3,000円程度のものが多い

免税店数の推移



三大都市圏と地方部の免税店数



要望の結果

免税対象金額引き下げによる地方の消費拡大

- 免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。(これに合わせ、消耗品の最低購入金額を「5,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。)

一般物品



旧要件

1万円を超えるもの

引下げ

新要件

5千円以上のもの

免税手続きの簡素化・利便性向上のための措置

■海外直送の手続きの簡素化

- 免税購入物品を免税店から直接海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化を行う。

■免税手続きカウンター制度の利便性向上

- 商店街の中に存在するショッピングセンター(商店街組合員)に入るテナント等が商店街の組合員でなくとも、当該テナントでの購入と商店街の組合員の店舗での購入を免税手続きカウンターで合算することを可能とする。

■購入者誓約書の電磁的記録による保管

- 免税品販売時に免税店が保管する購入者誓約書について、電磁的記録により保管することを可能とする。

長期検討項目

免税手続きの電子情報化に向けた検討

- 将来的な免税手続きの電子情報化に向けて、引き続き検討する。

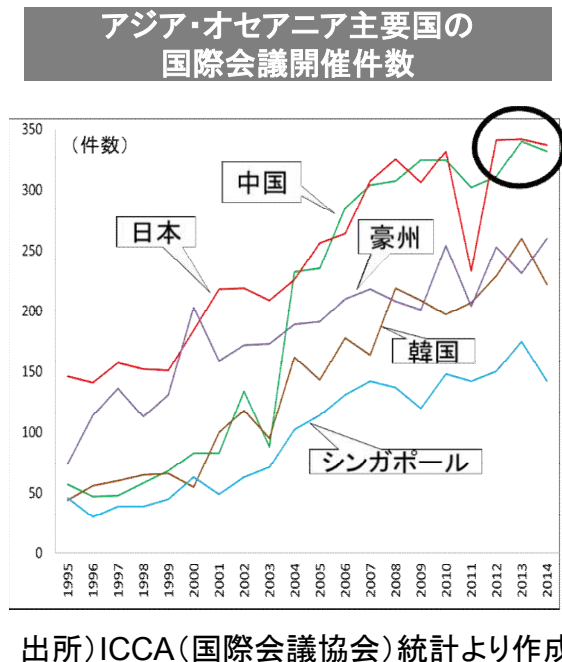
寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

我が国における国際会議の開催件数を増加させるため、国際観光振興機構(JNTO)が国際会議の主催者に代わり寄附金を募集し、交付金を交付する制度の対象となる国際会議の要件を緩和し、国際会議の誘致・開催を強力に促進する。

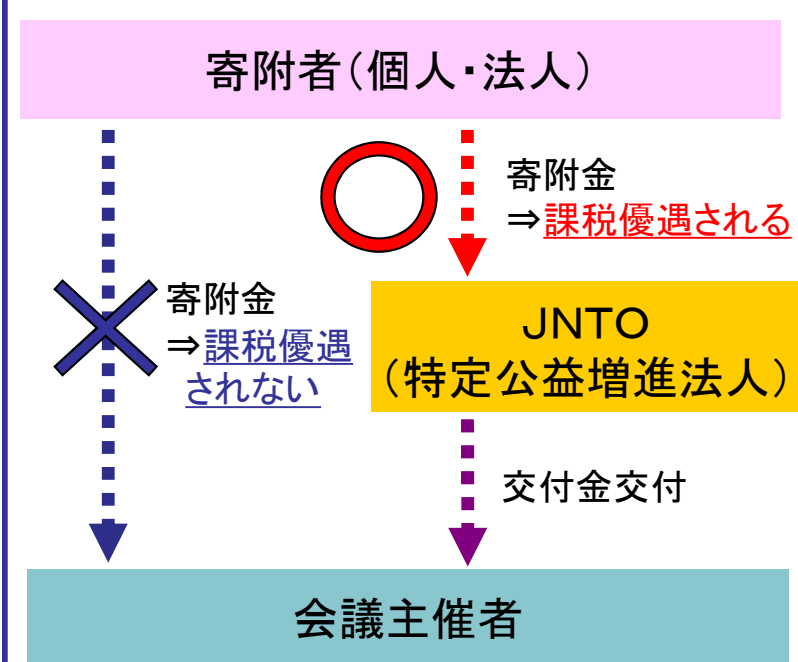
施策の背景

- ・急速な経済成長を背景に、アジアにおける国際会議開催件数の増加は著しい状況にある。
- ・国際会議は、学会や協会等の非営利の組織が主催しており、開催経費の多くは寄附に頼らざるを得ない状況であるため、寄附金を出しやすい環境を整える必要がある。

(参考)
「日本再興戦略」改定2015(平成27年6月30日閣議決定)において「2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。」目標を設定



制度の概要

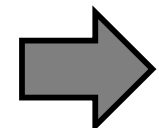


要望の結果

以下の要件に合致する国際会議について、JNTOに寄附をした場合、寄附金の法人税・所得税が控除される。

＜現行の主な要件＞

外国人	おおむね50人以上
参加国数	日本を含むおおむね10か国以上
全参加者数	おおむね200人以上
開催経費	おおむね2,500万円以上



＜改正案＞

外国人	おおむね50人以上
<u>参加国数</u>	<u>日本を含む3か国以上</u>
<u>全参加者数</u>	<u>要件撤廃</u>
<u>開催経費</u>	<u>おおむね500万円以上</u>

⇒日本の国際会議の開催件数の底上げを行う。